

今シーズン2例目！

栃木県の野鳥糞便から  
低病原性鳥インフルエンザ検出！



- ・ 栃木県で採取された野鳥の糞便からH5N3亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが、検出されました。
- ・ 韓国では10月以降、野鳥から8例の鳥インフルエンザウイルスが確認されており、国内への侵入リスクが高まっていると考えられます。

飼養衛生管理基準を遵守し、  
高病原性鳥インフルエンザなどの対策の再徹底をお願いします。

- ★病原体の侵入防止のため、衣服の交換や長靴の消毒、車両の消毒、防鳥ネットの破れがないかを再確認してください。
- ★鶏舎周囲、衛生管理区域周囲に石灰散布をするなど、適切な消毒を実施してください。

いつもと様子が違う時は、早期の通報をお願いします

1日の死亡率が前21日平均の2倍以上



家畜保健衛生所にご連絡ください

(その他、下記のような場合もご連絡ください)

- ・ 5羽以上の鶏がまとまってうずくまっている、死んでいる
- ・ 脚部の皮下出血、肉垂の出血・壊死、突然の沈うつといった症状が見られる

飛騨畜保健衛生所

TEL0577-33-1111(内405) FAX0577-32-9019

閉庁時には案内に従い「1」番 をプッシュしてください。

土日・祝日、閉庁時も受け付けています。

